

法人JAネットバンク利用規定

第1章 総則

第1条 法人JAネットバンク

1 サービス内容

- (1) 法人JAネットバンク（以下「本サービス」といいます。）とは、本サービスの契約者（以下「契約者」といいます。）が当組合（会）に対し、インターネットに接続可能なパーソナルコンピューター（以下「パソコン」といいます。）等の端末機器（以下「端末」といいます。）により、法人JAネットバンク利用規定（以下「本規定」といいます。）所定の各種サービスについてサービス提供の依頼を行い、当組合（会）がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。
- (2) 契約者は、本サービスにおける次の各種サービスを申込みことができます。
 - ア 照会・振込サービス
 - イ 伝送サービス
 - ウ その他当組合（会）所定のサービスなお、照会・振込サービスの申込は必須となり、伝送サービスのみの申込はできません。また、照会・振込サービスの申込により、収納サービス（税金・各種料金の払込み）を利用できます。
- (3) 各種サービスの詳細については、本規定の各章記載内容および別に定める「法人JAネットバンクオンラインマニュアル」によるものとします。
- (4) 本サービスで当組合（会）が提供する各種サービスの内容については、契約者ごとに個別に定めるものとします。
- (5) 契約者は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

2 使用できる機器

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当組合（会）所定のものに限り、本サービスに使用する端末は、契約者の負担および責任において契約者が準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。

3 利用時間

本サービスの利用時間は当組合（会）所定の時間内とします。なお、当組合（会）は変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、この利用時間を変更することがあります。

4 月額利用料

- (1) 契約者は当組合（会）に対し、本サービスについての当組合（会）所定の月額利用料およびその消費税相当額（以下「月額利用料等」といいます。）を毎月支払うものとします。
- (2) 月額利用料等は、当組合（会）の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、あらかじめ指定された貯金口座から、毎月当組合（会）所定の日に自動的に引落すものとします。

第2条 利用資格

- 1 本サービスの利用申込者（以下「利用申込者」といいます。）は、次の各号全てに該当する方とします。

- (1) 法人、または法人格のない団体、または個人事業主の方
- (2) 本規定の適用に同意した方
- (3) 当組合（会）本支店に普通貯金口座、または当座貯金口座をお持ちの方

2 本条1項に該当する方からの利用申込であっても、当組合（会）は、次の場合には利用申込を承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。

- (1) 利用申込時に虚偽の事項を届出たことが判明したとき
- (2) その他、当組合（会）が利用を不相当と判断したとき

第3条 反社会勢力との取引拒絶

本サービスは、第12条3（10）アからカおよび(11)アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条3（10）アからカおよび(11)アからオの一つにでも該当する場合には、当組合（会）は本サービスの利用申込をお断りするものとします。

第4条 リスクの承諾

- 1 当組合（会）は、本規定、法人JAネットバンクオンラインマニュアル、パンフレット、ホームページ等に、本サービスに関するリスクおよび当組合（会）がリスク対策のために採用しているセキュリティ手段を明示します。
- 2 利用申込者は、本サービスにリスクが存在することを承諾し、リスクの内容を理解し、当組合（会）のリスク対策の内容をすべて理解したうえで利用申込を行うものとします。

第5条 契約口座

- 1 契約者は、あらかじめ、申込書により当組合（会）本支店における契約者名義の口座を契約口座として申込むことができるものとします。
- 2 契約口座として登録できる口座数は最大20口座とし、登録できる口座種目は、当組合（会）所定の口座種目とします。なお、当組合（会）は、契約口座として登録できる口座数および口座の種目の変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで変更する場合があります。
- 3 契約者は、申込書により届け出た契約口座のうち、月額手数料等を決済する口座を代表口座として必ず申込むものとします。

第6条 マスターユーザ・管理者ユーザおよび一般ユーザ

- 1 契約者は、利用企業内で最初に登録し自らを含む全ユーザの登録・管理を担う利用者（以下、「マスターユーザ」といいます。）として、契約者が契約した本サービスにおける各種サービスについて、利用権限を有するものとします。
- 2 契約者は、マスターユーザの利用権限を一定の範囲で代行する利用者（以下「管理者ユーザ」および「一般ユーザ」といいます。）を、当組合（会）所定の方法により登録できるものとします。
- 3 契約者は、マスターユーザ・管理者ユーザおよび一般ユーザに関する登録内容の変更について、当組合（会）所定の方法で、直ちに行うものとします。なお、変更の種類によっては、変更登録の完了までに時間を要することがあり、この場合当組合（会）は、当組合（会）内で変更登録が完了するまでの間、マスターユーザ・管理者ユーザおよび一般ユーザに関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによって契約